

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町1丁目12番1号

株式会社 ニコン
取締役社長 木村 眞琴

第147期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第147期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、議決権を行使いただくことが可能ですので、後記の参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成23年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

49頁に記載の「電磁的方法による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成23年6月28日（火曜日）午後5時までにインターネット等により議決権をご行使ください。

〔複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い〕

郵送と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号
ヒルトン東京4階 菊の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第147期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第147期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
- 第5号議案 取締役賞与支給の件
- 第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 本招集ご通知に際して株主の皆様提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm）への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。
 - ◎ 招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、新興国の成長に伴い緩やかな回復傾向が続きました。わが国経済も総じて回復基調にありましたが、本年3月に発生した東日本大震災により、一転して先行き不透明な状況となりました。

事業別では、精機事業においては、半導体・液晶関連市況ともに回復基調のうちに推移しました。映像事業においては、デジタル一眼レフカメラ市場は前期に引き続き拡大し、コンパクトデジタルカメラ市場は新興国を中心に堅調に推移しました。また、インストルメンツ事業においては、バイオサイエンス関連では厳しい環境となりましたが、産業機器関連では堅調な設備投資が行われました。

このような状況の下、当社グループといたしましては、新製品をタイムリーに市場投入するとともに、新興国市場において販売拠点の拡充にも取り組みました。また、生産リードタイムの短縮やコスト削減を徹底して行うなど、体質改善に努めました。

なお、震災により一部事業所の操業を停止しましたが、グループを挙げて復旧に取り組み、3月中にはすべての事業所において操業を再開することができました。

これらの結果、当社グループの連結業績は、売上高は8,875億12百万円、前期比1,020億14百万円(13.0%)の増加、営業利益は540億52百万円(前期は138億54百万円の営業損失)、経常利益は558億11百万円(前期は153億34百万円の経常損失)、当期純利益は273億12百万円(前期は126億15百万円の当期純損失)となりました。

次に、事業別の概況につきご報告申し上げます。

精機事業

当事業関連市況は、半導体・液晶関連分野ともに期中を通じて回復し、メーカー各社の設備投資は活況を呈しました。

このような状況の下、半導体露光装置分野では、ArF液浸スキャナー「NSR-S610C」や線幅32ナノメートル以下の半導体量産を可能とするダブルパターンニングに対応したArF液浸スキャナー「NSR-S620D」をはじめとする最先端機種
の拡販に引き続き努めるとともに、市場における製品の競争力強化にも注力
しました。

液晶露光装置分野では、第8世代のプレートサイズ対応機種など大型液晶
ディスプレイの製造に最適な装置を中心に、新たに参入した中国市場を含め、
拡販に努めるとともに、スマートフォン・タブレット型端末に適した液晶パ
ネル用露光装置も受注を拡大しました。

また、引き続き事業全体を通じて工期短縮やプラットフォーム共通化によ
り、事業体質の強化に努めました。

これらの結果、当事業の売上高は2,086億13百万円、前期比39.0%の増加と
なり、営業利益は27億11百万円（前期は585億57百万円の営業損失）と、大幅
に改善しました。

映像事業

当事業関連市況のうち、デジタル一眼レフカメラ市場は各地域で順調な伸
びを示し、コンパクトデジタルカメラ市場は下半期後半に一部縮小傾向が見
られたものの、通期としては新興国を中心に堅調に推移しました。

このような状況の下、デジタル一眼レフカメラは、昨年9月に発売したエ
ントリー機「D3100」が順調に販売を伸ばすとともに、昨年10月に発売したミ
ドルクラス機「D7000」などが好調に推移しました。

コンパクトデジタルカメラは、スリムモデルの「COOLPIX S3000」、高倍率
ズームモデルの「COOLPIX P100」や「COOLPIX L110」などが販売を伸ばし、
また、スリム高倍率モデルの「COOLPIX S8100」などが好評を博した北米市場
において下半期にトップシェアを獲得するなど、各地域において前年同期に
比ベシェアを拡大しました。

交換レンズは、デジタル一眼レフカメラとのキットレンズを中心に販売を伸ばしたほか、高価格帯レンズも順調に推移しました。また、本年3月には一眼レフカメラ用「NIKKOR」レンズの累計生産数6,000万本を達成しました。

加えて、インターネットを通じて通常のデジタル画像を3D画像に変換し、専用のデジタルフォトフレームで再生・鑑賞できる新しいサービス「my Picturatown 3D」^{マイピクチャータウン}を本年2月に開始するなど、さらに新しいデジタル画像の楽しみ方を提案しました。また、販売においては拠点の拡充を行い、生産においては外貨建調達の拡大に努めました。

これらの結果、円高にもかかわらず、当事業の売上高は5,963億75百万円、前期比4.7%の増加となり、営業利益は523億31百万円、前期比0.4%の増加となりました。

インストルメンツ事業

当事業関連市況のうち、バイオサイエンス関連は一部地域の公共予算の縮小などにより厳しい環境となりましたが、産業機器関連は半導体、電気・電子部品産業分野などにおいて堅調な設備投資が行われました。

このような状況の下、バイオサイエンス事業では、超解像顕微鏡システム「N-SIM」^{エヌ シム}、「N-STORM」^{エヌ ストーム}など、ハイエンドのシステム商品を中心に拡販に努めました。

産業機器事業では、国内及びアジア市場の回復により工業用顕微鏡、測定機及び半導体検査装置の販売がいずれも前年を大幅に上回りました。また、デジタルマイクロスコープ「ShuttlePix P-400R」^{シャトルピクス}や非接触マルチセンサー3D計測システム「HN-6060」など、特長のある新製品を投入しました。

これらの結果、当事業の売上高は574億51百万円、前期比27.5%の増加となり、為替の影響などにより、営業損失は52億47百万円（前期は93億30百万円の営業損失）となりました。

その他の事業

カスタムプロダクツ事業では宇宙関連製品、光学部品や固体レーザー、ガラス事業では液晶フォトマスク基板、望遠鏡事業ではレーザー距離計や双眼鏡などの拡販にそれぞれ努めました。

この結果、これらの事業の売上高は250億71百万円、前期比20.1%の増加となり、営業利益は42億58百万円、前期比152.7%の増加となりました。

(注) 事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでおります。

第 147 期事業別売上高

事業	売上高(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
精機事業	208,613	23.5	39.0
映像事業	596,375	67.2	4.7
インストルメンツ事業	57,451	6.5	27.5
その他の事業	25,071	2.8	20.1
計	887,512	100.0	13.0

② 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は297億76百万円であり、その内訳は、精機事業75億96百万円、映像事業179億51百万円、インストルメンツ事業15億99百万円、その他の事業26億28百万円であります。なお、当期に実施いたしました主な設備投資の内容は、精機事業での先端露光装置の開発・生産のための設備の増設並びに映像事業での海外生産子会社の生産設備の増設・整備であります。

③ 資金調達の状態

長期運転資金に充当するため、平成23年1月28日、第18回及び第19回無担保社債各100億円を国内において公募により、それぞれ発行し、計200億円を調達いたしました。

なお、当期末現在の長期借入金残高（1年内返済分を含む）は264億60百万円であり、前期末と比べ5億43百万円減少しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループ

区 分	第144期 (平成19年度)	第145期 (平成20年度)	第146期 (平成21年度)	第147期 (平成22年度)
売 上 高 (百万円)	955,791	879,719	785,498	887,512
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	120,139	47,689	△15,334	55,811
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	75,483	28,055	△12,615	27,312
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	189円00銭	70円76銭	△31円82銭	68円90銭
総 資 産 (百万円)	820,621	749,805	740,632	829,909
純 資 産 (百万円)	393,125	379,086	372,069	389,220

② 当社

区 分	第144期 (平成19年度)	第145期 (平成20年度)	第146期 (平成21年度)	第147期 (平成22年度)
売 上 高 (百万円)	732,963	663,945	572,972	677,661
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	84,515	28,478	△35,360	25,303
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	53,653	16,364	△19,367	12,879
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)	134円34銭	41円27銭	△48円86銭	32円49銭
総 資 産 (百万円)	663,306	609,819	590,166	655,760
純 資 産 (百万円)	315,748	297,425	283,802	291,018

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社栃木ニコンプレシジョン	425百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
株式会社宮城ニコンプレシジョン	200百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
株式会社栃木ニコン	363百万円	100.0%	映像事業製品の製造
株式会社仙台ニコン	480百万円	100.0%	映像事業製品の製造
株式会社ニコンイメージングジャパン	400百万円	100.0%	映像事業製品の国内における販売
株式会社ニコンインステック	417百万円	100.0%	インストルメンツ事業製品の国内における販売
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	10億バーツ	100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Precision Inc.	1,000米ドル	* 100.0%	精機事業製品の米国及び欧州における販売
Nikon Imaging (China) Co., Ltd.	32百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Inc.	1,000米ドル	* 100.0%	映像事業製品の米州における販売
Nikon Europe B.V.	1,000,000ユーロ	* 100.0%	映像事業製品の欧州における販売
Nikon Hong Kong Ltd.	5,500千香港ドル	* 100.0%	映像事業製品のアジアにおける販売
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	10百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の中国における販売

(注) *は当社の出資比率が間接所有による出資比率であることを表します。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業分野に関しては、半導体関連は、メーカー各社の設備投資が引き続き好調に推移するものと予測され、液晶パネル関連は、投資対象が大型パネルから中小型パネルにシフトし、装置需要が期待されます。デジタルカメラ市場においては、需要は拡大基調で推移すると見込まれます。また、インストルメンツ事業においては、バイオサイエンス関連は安定的に推移し、産業機器関連は回復基調となることが予想されます。

こうした状況の下、当社グループといたしましては、3月の震災により影響を受けたサプライチェーンの再生・強化を図り、電力供給状況への対応も配慮しながら、さらに強固な生産体制の確立を図ってまいります。

また、引き続き、市場ニーズに対応したタイムリーな製品投入に努めるとともに、新興国市場への効率的・効果的な展開を図ることに加え、各業務プロセスのスピード向上と連携強化に取り組むことにより、主力事業の拡大・強化に努めてまいります。

これらに加え、新たな価値を創造する事業分野を見出し、ニコブランドを一層広がりあるものとするべく新規事業の推進や新領域の探索に継続して邁進するとともに、災害等の非常時において迅速かつ適切な対応を可能とするリスク管理体制の整備・向上にも努めてまいります。

これらの施策を通じて、常に新たな価値を提供し、成長し続けることができるニコングループを目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループの主要事業は、以下の製品の製造販売であります。

事業	主要製品
精機事業	半導体露光装置、液晶露光装置
映像事業	デジタル一眼レフカメラ、コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ、フィルムカメラ、フィルムスキャナ
インストルメンツ事業	生物顕微鏡、工業用顕微鏡、測定機、半導体検査装置
その他の事業	特注機器、液晶フォトマスク基板、望遠鏡

(6) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

株式会社ニコン

本社（東京都）、大井製作所（東京都）、横浜製作所（神奈川県）、

相模原製作所（神奈川県）、熊谷製作所（埼玉県）、水戸製作所（茨城県）

株式会社栃木ニコンプレジジョン（栃木県）

株式会社宮城ニコンプレジジョン（宮城県）

株式会社栃木ニコン（栃木県）

株式会社仙台ニコン（宮城県）

株式会社ニコンイメージングジャパン（東京都）

株式会社ニコンインステック（東京都）

Nikon Precision Inc.（米国 カリフォルニア州ベルモント市）

Nikon (Thailand) Co., Ltd.（タイ アユタヤ県）

Nikon Imaging (China) Co., Ltd.（中国 江蘇省無錫市）

Nikon Inc.（米国 ニューヨーク州メルヴィル）

Nikon Europe B.V.（オランダ アムステルダム市）

Nikon Hong Kong Ltd.（中国 香港特別行政区）

Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.（中国 上海市）

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
24,409名	1,716名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,499名	55名減	43.4歳	19.3年

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(8) 当社の主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
明治安田生命保険相互会社	6,050
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,250
日本生命保険相互会社	4,010

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- | | |
|------------|----------------|
| ① 発行可能株式総数 | 1,000,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 400,878,921株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 26,075名 |
| ⑤ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
ジェーピーモルガンチェースバンク380055	30,649	7.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	27,669	7.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,275	6.6
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	22,853	5.8
明治安田生命保険相互会社	20,565	5.2
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,134	2.3
東京海上日動火災保険株式会社	8,906	2.2
日本生命保険相互会社	7,893	2.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,378	1.9
株式会社常陽銀行	6,801	1.7

(注) 出資比率は自己株式(4,401,391株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社の会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年3月31日現在）

イ. 平成15年7月1日発行の新株予約権（第1回新株予約権）

- ・新株予約権の数 17個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 17,000株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,048,000円（1株当たり 1,048円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年6月28日から平成25年6月27日まで

ロ. 平成16年7月1日発行の新株予約権（第2回新株予約権）

- ・新株予約権の数 56個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 56,000株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,225,000円（1株当たり 1,225円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年6月30日から平成26年6月29日まで

ハ. 平成17年7月1日発行の新株予約権（第3回新株予約権）

- ・新株予約権の数 89個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 89,000株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,273,000円（1株当たり 1,273円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年6月30日から平成27年6月29日まで

ニ. 平成19年3月14日発行の新株予約権（第4回新株予約権）

- ・新株予約権の数 56個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 56,000株
- ・新株予約権の発行価額 1個当たり 840,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 2,902,000円（1株当たり 2,902円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年2月28日から平成29年2月27日まで

- ホ. 平成19年8月27日発行の新株予約権（第5回新株予約権）
- ・新株予約権の数 174個（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 17,400株
 - ・新株予約権の発行価額 1個当たり 325,900円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年8月28日から平成49年8月27日まで
- へ. 平成20年11月25日発行の新株予約権（第6回新株予約権）
- ・新株予約権の数 721個（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 72,100株
 - ・新株予約権の発行価額 1個当たり 73,400円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年11月26日から平成50年11月25日まで
- ト. 平成21年8月10日発行の新株予約権（第7回新株予約権）
- ・新株予約権の数 443個（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 44,300株
 - ・新株予約権の発行価額 1個当たり 140,800円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年8月11日から平成51年8月10日まで
- チ. 平成22年7月14日発行の新株予約権（第8回新株予約権）
- ・新株予約権の数 460個（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 46,000株
 - ・新株予約権の発行価額 1個当たり 152,700円
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成22年7月15日から平成52年7月14日まで

当社の会社役員の保有状況

		新株予約権の数 (個)	目的たる株式の数 (株)	保有者数 (名)
取 締 役	第 1 回新株予約権	10	10,000	1
	第 2 回新株予約権	46	46,000	6
	第 3 回新株予約権	79	79,000	9
	第 4 回新株予約権	51	51,000	10
	第 5 回新株予約権	155	15,500	10
	第 6 回新株予約権	721	72,100	10
	第 7 回新株予約権	443	44,300	10
	第 8 回新株予約権	460	46,000	10
監 査 役	第 1 回新株予約権	7	7,000	1
	第 2 回新株予約権	10	10,000	1
	第 3 回新株予約権	10	10,000	1
	第 4 回新株予約権	5	5,000	1
	第 5 回新株予約権	19	1,900	2

(注) 1. 社外取締役及び社外監査役に付与した新株予約権はありません。

2. 監査役が保有する新株予約権は、当該各監査役が取締役又は執行役員の内任期間中に付与されたものであります。

② その他、当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当社の取締役を兼務していない執行役員に対して、以下のとおり新株予約権を交付しております。

平成22年7月14日発行の新株予約権（第8回新株予約権）

- ・新株予約権の数 208個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 20,800株
- ・新株予約権の発行価額 1個当たり 152,700円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 100円（1株当たり 1円）
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成22年7月15日から平成52年7月14日まで
- ・新株予約権を交付した人数 13名

③ その他現に発行している新株予約権

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（平成23年3月31日現在）

	地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※	取締役会長	荻谷 道郎	グループの重要な経営方針に係る事項
※	取締役社長 (社長執行役員)	木村 眞琴	経営全般 新事業開発本部担当役員
※	取締役 (副社長執行役員)	寺東 一郎	社長補佐 経営企画本部担当役員 財務・経理本部担当役員 Nikon Americas Inc. 会長 Nikon Holdings Europe B. V. 会長
	取締役 (専務執行役員)	諏訪 恭一	コアテクノロジーセンター長
	取締役 (専務執行役員)	牛田 一雄	知的財産本部担当役員 精機カンパニープレジデント Nikon Precision Inc. 会長
	取締役 (常務執行役員)	河合 芳道	広報・IR部担当役員 ビジネススタッフセンター長 株式会社アパールデータ社外取締役
	取締役 (常務執行役員)	熊澤 政美	システム本部担当役員 知的財産本部長
	取締役 (常務執行役員)	正井 俊之	インストルメンツカンパニープレジデント
*	取締役 (常務執行役員)	岡本 恭幸	映像カンパニープレジデント
	取締役 (常務執行役員)	橋爪 規夫	財務・経理本部長 Nikon Holdings Hong Kong Limited 社長
	取締役	松尾 憲治	明治安田生命保険相互会社取締役 代表執行役社長 中部電力株式会社社外監査役 株式会社三菱東京UFJ銀行社外監査役
*	取締役	樋口 公啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役 能美防災株式会社社外取締役 日本空港ビルディング株式会社社外監査役 本田技研工業株式会社社外監査役
	常勤監査役	梶原 守	—
	常勤監査役	長井 良幸	—
	監査役	中野 豊士	三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問 三菱重工株式会社社外監査役 株式会社三菱総合研究所社外監査役
	監査役	可児 晋	三菱商事株式会社顧問
	監査役	上條 政俊	公認会計士

(注) 1. ※印は、代表取締役を表します。

2. *印は、平成22年6月29日開催の第146期定時株主総会において新たに選任された取締役を表します。

3. 河野俊二氏は、平成22年6月29日開催の第146期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 取締役のうち、松尾憲治及び樋口公啓の両氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 監査役のうち、中野豊士、可児晋及び上條政俊の各氏は社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 常勤監査役梶原守氏は、当社の経理担当役員としての経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役上條政俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、明治安田生命保険相互会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行から資金の借り入れを行うとともに、明治安田生命保険相互会社に対し、当社の子会社が行った同社からの資金の借り入れについて債務保証を行っております。また、当社と三菱重工株式会社の間には、当社が製品を販売する等の取引関係があります。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりであります。平成23年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	森 下 耕 二	新事業開発本部長
執 行 役 員	馬 立 稔 和	精機カンパニー副プレジデント兼営業本部長
執 行 役 員	川 端 邦 雄	精機カンパニー液晶露光装置事業部長
執 行 役 員	小 坂 庸 雄	映像カンパニー生産本部長
執 行 役 員	風 見 一 之	映像カンパニー副プレジデント兼開発本部長
執 行 役 員	金 澤 健 一	システム本部長
執 行 役 員	大 木 裕 史	コアテクノロジーセンター研究開発本部長
執 行 役 員	本 田 隆 晴	映像カンパニー事業企画部ゼネラルマネジャー
執 行 役 員	今 常 嘉	ビジネススタッフセンター副センター長
執 行 役 員	御 給 伸 好	Nikon Inc. 社長兼CEO
執 行 役 員	浜 田 智 秀	精機カンパニー液晶露光装置事業部 第二開発部ゼネラルマネジャー
執 行 役 員	中 島 正 夫	精機カンパニー生産本部長
執 行 役 員	下 田 治	経営企画本部長

(注) 下田治氏は、平成22年6月29日開催の取締役会において新たに執行役員に選任され、就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (3名)	525百万円 (17百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	73百万円 (26百万円)
合 計	18名	598百万円

- (注) 1. 上記の支給人数には、平成22年6月29日開催の第146期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役）1名が含まれております。
 2. 上記には、株式報酬型ストックオプションの報酬等として、平成22年6月29日開催の取締役会決議により取締役10名（社外取締役を含まない）に付与した新株予約権に関する報酬等の額70百万円が含まれております。

ロ. 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の額

平成22年6月29日開催の第146期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役）1名に対し退職慰労金として、50万円（前事業年度以前の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除く）を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

「① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況

氏 名	開催回数及び出席回数
取 締 役 松 尾 憲 治	13回中 12回
取 締 役 樋 口 公 啓	10回中 10回
監 査 役 中 野 豊 士	13回中 11回
監 査 役 可 児 晋	13回中 13回
監 査 役 上 條 政 俊	13回中 13回

- (注) 取締役樋口公啓氏は、平成22年6月29日開催の第146期定時株主総会において新たに選任されたため、就任後の開催回数及び出席回数を記載しております。

・ 監査役会への出席状況

氏 名	開催回数及び出席回数
監 査 役 中 野 豊 士	7 回中 6 回
監 査 役 可 児 晋	7 回中 7 回
監 査 役 上 條 政 俊	7 回中 7 回

・ 取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役は、経営に関する高い見識に基づき、業務執行から独立した立場で、取締役会の審議・報告内容につき、積極的に助言・質問を行いました。

各社外監査役は、経営に関する高い見識に基づき、かつ、独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会の審議・報告内容につき、経営監視機能を果たすため適宜質問を行い、また、監査役会の審議・報告内容につき、実効性の高い監査の実現のため積極的に質問・意見表明を行いました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	92
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	130

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、上記の金額にはこれの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適確性又は独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、取締役会は監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. ニコングループの社会的責任に対する基本姿勢を示す「ニコンCSR憲章」を制定し、また、ニコングループの役職員が法令や社内規程に従いつつ高い倫理観をもって良識ある行動をとれるよう「ニコン行動規範」にて基準を明確にしています。
- ロ. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。また、CSR並びにコンプライアンスに関する活動を統括し、推進するための専任部門を設置しています。
- ハ. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として「倫理ホットライン」を整備するなど、コンプライアンス体制の整備・充実に努めています。
- ニ. 部門の業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部監査部門を設置し、グループの内部監査を行っています。
- ホ. 反社会的勢力の排除に関しては、その方針・基準を「ニコンCSR憲章」及び「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築しています。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図っています。
- ロ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした「組織・職務権限規程」を制定しています。
- ハ. 取締役の意思決定、業務執行を効率的に行うことを目的として、次の機関を設置しています。常勤取締役等から構成する「経営委員会」は、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、一般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けます。また、目的別に「経営会議」、各種委員会などの機関を設置しています。

ニ. 企業理念である「信頼と創造」の下、経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、子会社を含めた事業一貫体制による分権経営（カンパニー制）によって事業運営を行い、定期的に開催する「事業活動報告会」においてその執行及び課題の進捗状況を把握するほか、「業績評価制度」に基づいてその成果を評価・確認しています。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備しています。
- ロ. 情報の保護については社内規程を定め、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等を講じています。このほか当社が保有する全ての情報資産の保護、業務遂行の適正化、効率化を推進することを目的として情報管理体制を整備・強化し、役職員に対して情報の保存・管理の徹底を図っています。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であると認識し、「リスク管理委員会」にて重点対応リスクを抽出したうえ、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクは「統合防災・BCM（Business Continuity Management）委員会」にて具体的対策を講じるなど、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めています。
- ロ. 企業倫理、個人情報保護、環境管理、品質管理、輸出管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野を中心に規程・マニュアルを整備し、損失防止の管理体制を強化しています。
- ハ. 内部監査部門が各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備しています。

- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 国内子会社・海外現地法人に対しては「国内子会社・海外現地法人に関する決裁基準」により、各社の権限と責任を明確にしており、指導・管理を徹底しています。
 - ロ. 当社及びグループ各社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めています。
 - ハ. グループ各社に対する調査・監査実施の体制として、監査役、会計監査人による監査に加え、内部監査部門の充実を図りその監査対象範囲を拡大しています。
 - ニ. グループ内のコンプライアンスの徹底に関しては、グループ共通の基本姿勢である「ニコンCSR憲章」のもと、「ニコン行動規範」などによりグループ会社役員への企業倫理意識の浸透・定着を図っています。また、コンプライアンスに関する報告相談制度については、「倫理ホットライン」を設けるなど仕組みの構築・整備を進めています。
- ⑥ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役会運営を効率的に行い、監査役監査の実効性を高めることを目的として、監査役の職務を補助する当社の使用人若干名を専任の監査役スタッフとして従事させています。
 - ロ. 監査役スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保しています。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、「経営委員会」、「経営会議」、「事業活動報告会」等の重要な会議に出席し、経営状態・意思決定プロセスについて常に把握し、監査しています。

- ロ. 監査役に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口に寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査役会に対する報告事項等について、迅速かつ有効に報告がなされる体制が整備されています。
 - ハ. 監査役に対しては、内部監査部門より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査役は必要に応じて内部監査部門に調査を求めるなど、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しています。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の執行部門からの独立を確保するとともに、監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めています。
 - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っています。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

以 上

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	590,954	流 動 負 債	342,295
現金及び預金	181,077	支払手形及び買掛金	171,735
受取手形及び売掛金	123,077	短期借入金	16,732
商品及び製品	103,757	リース債務	2,422
仕掛品	106,535	未払費用	54,545
原材料及び貯蔵品	26,113	未払法人税等	2,520
繰延税金資産	42,640	前受金	63,626
その他	15,118	製品保証引当金	7,296
貸倒引当金	△7,365	その他	23,415
固 定 資 産	238,954	固 定 負 債	98,393
有 形 固 定 資 産	119,016	社 債	40,000
建物及び構築物	43,362	長期借入金	24,700
機械装置及び運搬具	34,003	リース債務	3,620
土地	14,777	退職給付引当金	14,951
リース資産	5,794	役員退職慰労引当金	606
建設仮勘	7,566	資産除去債務	2,324
その他	13,511	その他	12,191
無 形 固 定 資 産	39,473	負 債 合 計	440,689
のれん	13,235	(純資産の部)	
その他	26,237	株 主 資 本	405,241
投資その他の資産	80,465	資 本 金	65,475
投資有価証券	56,303	資 本 剰 余 金	80,711
繰延税金資産	17,604	利 益 剰 余 金	272,227
その他	6,817	自 己 株 式	△13,173
貸倒引当金	△260	その他の包括利益累計額	△16,448
		その他有価証券評価差額金	4,450
		繰延ヘッジ損益	△696
		為替換算調整勘定	△20,201
		新 株 予 約 権	427
		純 資 産 合 計	389,220
資 産 合 計	829,909	負 債 純 資 産 合 計	829,909

連結損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		887,512
売 上 原 価		575,535
売 上 総 利 益		311,977
販売費及び一般管理費		257,924
営 業 利 益		54,052
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	632	
受 取 配 当 金	1,061	
為 替 差 益	2,995	
持分法による投資利益	1,231	
そ の 他	3,939	9,860
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	945	
現 金 支 払 割 戻 金	3,387	
そ の 他	3,768	8,101
経 常 利 益		55,811
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	91	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30	121
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,000	
固 定 資 産 売 却 損	47	
減 損 損 失	397	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	82	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,512	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,073	
災 害 に よ る 損 失	2,313	9,427
税金等調整前当期純利益		46,505
法人税、住民税及び事業税	13,096	
法 人 税 等 調 整 額	6,097	19,193
少数株主損益調整前当期純利益		27,312
当 期 純 利 益		27,312

連結株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日残高	65,475	80,711	248,368	△13,353	381,202
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,585		△1,585
剰余金の配当(中間配当)			△1,982		△1,982
当期純利益			27,312		27,312
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分			△115	192	77
連結範囲の変動			229		229
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	23,858	180	24,039
平成23年3月31日残高	65,475	80,711	272,227	△13,173	405,241

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成22年3月31日残高	6,060	△30	△15,489	△9,459	326	372,069
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,585
剰余金の配当(中間配当)						△1,982
当期純利益						27,312
自己株式の取得						△12
自己株式の処分						77
連結範囲の変動						229
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,610	△666	△4,712	△6,989	100	△6,888
連結会計年度中の変動額合計	△1,610	△666	△4,712	△6,989	100	17,150
平成23年3月31日残高	4,450	△696	△20,201	△16,448	427	389,220

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	421,662	(負債の部)	364,741
現金及び預金	120,006	流動負債	273,240
受取手形	12,147	支払手形	1,012
売掛金	73,095	買掛金	137,536
製品	41,029	短期借入金	13,600
半製品	632	1年内返済予定の長期借入金	1,760
原材料	52	リース債務	1,845
仕掛品	97,098	設備関係未払金	8,719
貯蔵品	12,378	未払費用	25,347
繰延税金資産	34,222	未払法人税等	530
関係会社短期貸付金	19,231	前受り金	45,472
未収入金	10,925	預り金	30,938
未収還付法人税等	0	製品保証引当金	3,975
その他	1,083	その他	2,503
貸倒引当金	△240	固定負債	91,500
固定資産	234,097	社債	40,000
有形固定資産	72,016	長期借入金	24,700
建物	21,365	リース債務	2,824
構築物	941	退職給付引当金	10,756
機械及び装置	23,263	役員退職慰労引当金	606
車輜運搬具	136	収用関係仮受金	10,490
工具、器具及び備品	6,176	資産除去債務	1,399
土地	9,872	その他	724
リース資産	4,544	(純資産の部)	291,018
建設仮勘定	5,716	株主資本	286,872
無形固定資産	23,332	資本金	65,475
特許権	6,461	資本剰余金	80,711
借地権	4	資本準備金	80,711
商標権	27	利益剰余金	153,858
施設利用権	94	利益準備金	5,565
ソフトウェア	16,742	その他利益剰余金	148,293
リース資産	2	特別償却準備金	28
投資その他の資産	138,748	研究開発積立金	2,056
投資有価証券	46,747	買換資産圧縮積立金	5,131
関係会社株	47,468	別途積立金	111,211
出資	2	繰越利益剰余金	29,866
関係会社出資金	13,631	自己株式	△13,173
関係会社長期貸付金	10,772	評価・換算差額等	3,718
従業員に対する長期貸付金	14	その他有価証券評価差額金	4,446
長期前払費用	258	繰延ヘッジ損益	△727
繰延税金資産	17,141	新株予約権	427
その他	2,721		
貸倒引当金	△9		
資産合計	655,760	負債及び純資産合計	655,760

損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		677,661
売 上 原 価		544,353
売 上 総 利 益		133,307
販売費及び一般管理費		117,917
営 業 利 益		15,390
営 業 外 収 益		
受取利息・配当金	7,552	
その他の営業外収益	8,101	15,653
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	855	
その他の営業外費用	4,884	5,739
経 常 利 益		25,303
特 別 利 益		
固定資産売却益	26	
投資有価証券売却益	30	56
特 別 損 失		
固定資産除却損	831	
固定資産売却損	5	
減 損 損 失	322	
投資有価証券売却損	82	
投資有価証券評価損	4,512	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	592	
災 害 に よ る 損 失	1,040	7,387
税 引 前 当 期 純 利 益		17,973
法人税、住民税及び事業税	△1,310	
法 人 税 等 調 整 額	6,404	5,094
当 期 純 利 益		12,879

株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自 己 式 株 資 合 計	主 本 計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金 利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
				特別償却 準備金	研究開発 積立金	買換資産 圧縮積立金	資 産 縮 小 積立金	別 途 剰 余 金	繰越利益 剰余金		
平成22年3月31日残高	65,475	80,711	5,565	36	2,056	5,668	111,211	20,125	△13,353	277,496	
当 期 変 動 額											
特別償却準備金の取崩				△7				7		－	
買換資産圧縮積立金の取崩						△537		537		－	
剰 余 金 の 配 当								△1,585		△1,585	
剰余金の配当(中間配当)								△1,982		△1,982	
当 期 純 利 益								12,879		12,879	
自己株式の取得									△12	△12	
自己株式の処分								△115	192	77	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	△7	－	△537	－	9,740	180	9,376	
平成23年3月31日残高	65,475	80,711	5,565	28	2,056	5,131	111,211	29,866	△13,173	286,872	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
平成22年3月31日残高	6,043	△63	5,979	326	283,802
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩					－
買換資産圧縮積立金の取崩					－
剰 余 金 の 配 当					△1,585
剰余金の配当(中間配当)					△1,982
当 期 純 利 益					12,879
自己株式の取得					△12
自己株式の処分					77
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,596	△664	△2,261	100	△2,160
当期変動額合計	△1,596	△664	△2,261	100	7,215
平成23年3月31日残高	4,446	△727	3,718	427	291,018

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 欽 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野 英 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井出 正 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 欽 哉 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小野 英 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井出 正 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月9日

株式会社 ニコン 監査役会

常勤監査役 梶原 守 ⑩

常勤監査役 長井 良幸 ⑩

監査役 中野 豊士 ⑩

監査役 可児 晋 ⑩

監査役 上條 政俊 ⑩

(注) 監査役中野豊士、監査役可児晋及び監査役上條政俊は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営をベースに将来の成長に向けての投資を積極的に行いつつ、連結業績の反映度を高めながら安定的な配当を実施してまいります。

上記方針に基づき、期末配当金は以下のとおり1株につき14円（通期では前期に比べ11円増配の19円）とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円

なお、この場合の配当総額は5,550,685,420円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、
取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	かりや みちお 荻谷 道郎 (昭和17年1月5日)	昭和42年 4月 当社入社 平成 7年 6月 当社取締役相模原製作所長 同 8年 3月 当社取締役相模原本部長 同 10年 6月 当社取締役映像事業部長 同 11年10月 当社取締役映像カンパニープレジデント 同 13年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員映像カンパニープレジデント 同 14年10月 当社常務取締役兼上席執行役員精機カンパニープレジデント 同 15年 6月 当社専務取締役兼上席執行役員精機カンパニープレジデント 同 16年 6月 当社取締役副社長精機カンパニープレジデント 同 17年 6月 当社取締役社長兼CEO兼COO 同 19年 6月 当社取締役社長兼社長執行役員兼CEO兼COO 同 22年 6月 当社取締役会長 (現在に至る)	48,300株	なし
2	きむら まこと 木村 眞琴 (昭和23年2月3日)	昭和49年 4月 当社入社 平成13年 6月 当社執行役員映像カンパニー商品統括部長 同 14年 1月 当社執行役員映像カンパニーマーケティング統括部長 同 14年10月 当社執行役員映像カンパニープレジデント 同 15年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員映像カンパニープレジデント 同 17年 6月 当社専務取締役兼上席執行役員映像カンパニープレジデント 同 19年 6月 当社取締役兼専務執行役員映像カンパニープレジデント 同 21年 6月 当社取締役兼副社長執行役員新事業開発本部担当役員、映像カンパニープレジデント 同 22年 6月 当社取締役社長兼社長執行役員新事業開発本部担当役員 (現在に至る)	22,500株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社の 特別 利害関係
3	いとう じゅんいち 伊藤 純一 (昭和25年11月26日)	昭和50年 4月 株式会社三菱銀行入社 平成10年 5月 株式会社東京三菱銀行神保町支店長 同 12年 5月 同行事務部部长 同 12年 7月 同行オペレーションサービス企画室長 同 14年 6月 同行執行役員 同 17年 5月 同行常務執行役員 同 17年 6月 同行常務取締役 同 18年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役 同 21年 5月 同行専務執行役員 (平成23年6月 退任予定)	0株	なし
4	すゝ わ きょういち 諏訪 恭一 (昭和23年5月3日)	昭和48年 4月 当社入社 平成13年 6月 当社執行役員精機カンパニー営業本部長 同 15年 1月 当社執行役員精機カンパニー液晶露光装置事業部長 同 15年10月 当社執行役員精機カンパニー液晶露光装置事業部長兼ガラス事業室長 同 16年 6月 当社取締役兼執行役員精機カンパニー副プレジデント 同 17年 6月 当社専務取締役兼上席執行役員コアテクノロジーセンター長兼ガラス事業室長 同 19年 6月 当社取締役兼専務執行役員コアテクノロジーセンター長兼ガラス事業室長 同 20年 6月 当社取締役兼専務執行役員コアテクノロジーセンター長 (現在に至る)	29,200株	なし
5	うしだ かずお 牛田 一雄 (昭和28年1月25日)	昭和50年 4月 当社入社 平成15年 6月 当社執行役員精機カンパニー開発本部長 同 17年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員精機カンパニープレジデント 同 19年 6月 当社取締役兼専務執行役員精機カンパニープレジデント 同 21年 6月 当社取締役兼専務執行役員知的財産本部担当役員、精機カンパニープレジデント (現在に至る) [重要な兼職の状況] Nikon Precision Inc. 会長	11,699株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の 数	当社の 特別の 利害関係
6	くまざわ まさみ 熊澤 政美 (昭和26年3月4日)	昭和48年 4月 当社入社 平成16年 6月 当社執行役員精機カンパニー企画部ゼネラルマネジャー 同 17年 6月 当社執行役員精機カンパニー副プレジデント 同 18年 2月 当社執行役員グループ戦略室副室長 同 18年 6月 当社取締役兼執行役員グループ戦略室副室長 同 18年10月 当社取締役兼執行役員システム本部長 同 19年 6月 当社常務執行役員システム本部長 同 20年 6月 当社取締役兼常務執行役員システム本部長 同 21年 6月 当社取締役兼常務執行役員システム本部担当役員、知的財産本部長 (現在に至る)	12,691株	なし
7	まさい としゆき 正井 俊之 (昭和27年8月5日)	昭和55年 3月 当社入社 平成17年 6月 当社執行役員Nikon Inc. 社長兼CEO 同 19年 9月 当社執行役員Nikon Europe B.V. 社長 同 21年 6月 当社取締役兼常務執行役員インストルメンツカンパニープレジデント (現在に至る)	13,000株	なし
8	おかもと やすゆき 岡本 恭幸 (昭和31年1月3日)	昭和53年 4月 当社入社 平成17年 6月 当社執行役員映像カンパニーマーケティング統括部長 同 18年10月 当社執行役員映像カンパニーマーケティング本部長 同 19年10月 当社執行役員Nikon Inc. 社長兼CEO 同 21年 6月 当社常務執行役員Nikon Inc. 社長兼CEO 同 22年 6月 当社取締役兼常務執行役員映像カンパニープレジデント (現在に至る)	3,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する社株式の数	当社との特別利害関係
9	はしづめ のりお 橋爪規夫 (昭和27年12月4日)	昭和50年 4月 当社入社 平成17年 6月 当社執行役員経理部ゼネラルマネジャー 同 21年 6月 当社取締役兼執行役員関連事業部担当役員、経理部ゼネラルマネジャー 同 22年 6月 当社取締役兼常務執行役員財務・経理本部長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] Nikon Holdings Hong Kong Limited社長	10,306株	なし
10	まつお けんじ 松尾憲治 (昭和24年6月22日)	昭和48年 4月 明治生命保険相互会社入社 平成13年 7月 同社取締役 同 17年 4月 明治安田生命保険相互会社常務取締役 同 17年12月 同社取締役社長 同 18年 6月 当社社外取締役 (現在に至る) 同 18年 7月 明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役社長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 中部電力株式会社 社外監査役 株式会社三菱東京UFJ銀行 社外監査役	0株	後記欄外(注)4.参照
11	ひぐち こうけい 樋口公啓 (昭和11年3月14日)	昭和35年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成 8年 6月 同社取締役社長 同 13年 6月 同社取締役会長 同 15年 6月 同社相談役 同 16年10月 東京海上日動火災保険株式会社相談役 (現在に至る) 同 22年 6月 当社社外取締役 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 日本空港ビルデング株式会社 社外監査役 能美防災株式会社 社外取締役	0株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
12	かなざわ けんいち 金澤 健一 (昭和29年3月12日)	昭和51年 4月 当社入社 平成20年 6月 当社執行役員Nikon (Thailand) Co., Ltd. 社長 同 21年 6月 当社執行役員システム本部長 同 23年 6月 当社執行役員ビジネススタッフセ ンター長 (現在に至る)	3,000株	なし

- (注) 1. 松尾憲治及び樋口公啓の両氏は、会社法に定める社外取締役候補者であります。
2. 松尾憲治氏は、他社における経営者としての豊富な知識・経験を有しており、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけると判断しております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
3. 樋口公啓氏は、他社における経営者としての豊富な知識・経験を有しており、その卓越した見識を当社の経営全般に寄与していただけると判断しております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、松尾憲治氏が代表執行役社長を務める明治安田生命保険相互会社から金銭消費貸借契約に基づく資金の借入れを行うとともに、当社の子会社が行った同社からの資金の借入れについて当社に対し債務保証を行っております。
5. 当社と松尾憲治氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社と樋口公啓氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、松尾憲治及び樋口公啓の両氏を独立役員として届出ております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役梶原守氏は本総会終結の時をもって辞任により、また、監査役中野豊士及び上條政俊の両氏は本総会終結の時をもって任期満了により、それぞれ監査役を退任いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の 数	当社との 特別の 利害関係
1	かわい よしみち 河合 芳道 (昭和24年12月3日)	昭和47年 4月 当社入社 平成13年 6月 当社執行役員カスタムプロダクツ 事業部長 同 15年 1月 当社執行役員精機カンパニー生産 本部長 同 16年 6月 当社取締役兼執行役員精機カンパ ニー副プレジデント 同 17年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員精 機カンパニー副プレジデント 同 19年 6月 当社取締役兼常務執行役員経理部 担当役員、ビジネススタッフセン ター長 同 21年 6月 当社取締役兼常務執行役員広報・ I R部担当役員、ビジネススタッ フセンター長 同 23年 6月 当社取締役兼常務執行役員 (平成23年6月 退任予定) [重要な兼職の状況] 株式会社アパールデータ社外取締役	19,600株	なし
2	うえはら はるや 上原 治也 (昭和21年7月25日)	昭和44年 4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成 8年 6月 同行取締役 同 14年 6月 同行取締役副社長 同 16年 4月 同行取締役社長 同 17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締 役社長 同 20年 6月 同行取締役会長 (現在に至る)	0株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
3	はたぐち ひろし 畑口 紘 (昭和15年4月8日)	昭和42年 4月 弁護士登録 同 42年 4月 日本輸出入銀行入社 同 44年 4月 同行退社 同 47年 2月 大塚総合法律事務所勤務 同 62年 4月 最高裁判所司法研修所教官 平成 2年 3月 同所教官退任 同 2年 4月 法政大学法学部講師 同 6年 4月 第一東京弁護士会副会長 同 7年 3月 同会副会長退任 同 8年 4月 日本弁護士連合会理事 同 9年 3月 同会理事退任 同 17年 3月 法政大学法学部講師退任 同 21年12月 大塚総合法律事務所退所 同 22年 1月 畑口紘法律事務所開設 (現在に至る)	0株	なし

- (注) 1. 上原治也及び畑口紘の両氏は、会社法に定める社外監査役候補者であります。
2. 上原治也氏は、他社における経営者としての豊富な知識・経験を有しており、当社の社外監査役として十分な監査機能を発揮していただけるものと判断いたしました。
3. 畑口紘氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、当社の社外監査役として十分な監査機能を発揮していただけるものと判断いたしました。
4. 当社と上原治也氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社と畑口紘氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、上原治也及び畑口紘の両氏を独立役員として届出る予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される寺東一郎氏並びに本総会終結の時をもって辞任により監査役を退任される梶原守氏及び任期満了により監査役を退任される中野豊士氏及び上條政俊氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準により退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、また退任監査役の取締役在任中については取締役会に、監査役在任中については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
寺東 一郎 <small>てらとう いちろう</small>	平成17年 6月 当社取締役副社長 同 19年 6月 当社取締役兼副社長執行役員 (現在に至る)
梶原 守 <small>かじわら まもる</small>	平成15年 6月 当社常務取締役兼上席執行役員 同 19年 6月 当社取締役兼常務執行役員 同 20年 6月 当社常勤監査役 (現在に至る)
中野 豊士 <small>なかの とよし</small>	平成15年 6月 当社社外監査役 (現在に至る)
上條 政俊 <small>かみじょう まさとし</small>	平成19年 6月 当社社外監査役 (現在に至る)

また、当社は、役員報酬体系の見直しを行い、平成23年4月7日開催の取締役会にて、本総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止するとともに、退職慰労金制度廃止後は、現行制度に比べ、業績や株主価値の変動をより大きく反映する報酬体系とする方針を決議いたしました。

これに伴い、第2号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として重任することとなる取締役10名及び第3号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として監査役に就任することとなる現取締役の河合芳道氏並びに本総会後も引き続き在任する監査役2名に対し、本総会終結時までの在任中の労に報いるため、従来の当社所定の基準により退職慰労金を打切り支給することとし、その金額、支給方法等は、取締役については取締役会に、また監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。なお、

打切り支給の時期については、取締役、監査役及び執行役員のいずれをも退任した日以降とすることを予定しております。

打切り支給の対象となる取締役のうち重任予定者各氏の略歴は第2号議案(37～41頁)に、河合芳道氏の略歴は第3号議案(42頁)に、それぞれ記載のとおりであります。また、打切り支給の対象となる監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ながい よしゆき 長井良幸	平成20年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)
かに すずむ 可児晋	平成16年6月 当社社外監査役 (現在に至る)

なお、本議案を原案どおりご承認いただくことによる退職慰労金の贈呈額及び退職慰労金打切り支給額の総額は、取締役分として5億2,900万円以内(この金額には退任監査役の取締役在任中分の退職慰労金を含む)、監査役分として7,200万円以内となります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度(第147期)末時点の取締役10名(社外取締役2名を除く)に対し、当事業年度の業績その他諸般の事情も勘案し、取締役賞与として総額1億6,422万円を支給させていただきたいと存じます。

なお、当社は、平成15年6月27日開催の第139期定時株主総会において、取締役の報酬額を月額3,600万円以内(この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない)とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、本取締役賞与支給議案は当該月額報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の月例報酬は、平成15年6月27日開催の第139期定時株主総会において月額3,600万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）、また、当社の監査役の月例報酬は、平成8年6月27日開催の第132期定時株主総会において月額750万円以内とする旨をそれぞれご承認いただき今日に至っております。〔取締役及び監査役の報酬の構成及び報酬等の額（過去3年間の平均）は48頁のとおりです。〕

当社は、平成23年4月7日開催の取締役会にて、本総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止するとともに、退職慰労金制度廃止後は、現行制度に比べ、業績や株主価値の変動をより大きく反映する報酬体系とする方針を決議いたしました。

つきましては、本総会終結後は、上記方針並びにこれまでの支給実績、取締役及び監査役の員数枠（取締役15名以内、監査役5名以内）及び経済情勢の変化等を勘案のうえ、取締役の報酬額を、月額報酬、株式報酬型ストックオプションを対象とするものとして年額6億5,000万円以内（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）、監査役の報酬額を、月額報酬を対象とするものとして年額1億円以内に改定願いたいと存じます。

なお、取締役（社外取締役を除く）に対する賞与につきましては、この報酬枠とは別個に、引き続き、毎年株主総会の決議により支給することといたします。

また、第2号議案及び第3号議案を原案どおり承認いただきますと、本議案の対象となる取締役の員数は12名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は5名（うち社外監査役は3名）となります。

また、当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、上記取締役の年額報酬枠内で毎年度に当社取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして、取締役会の決議により新株予約権（以下本新株予約権という）を割当てることとし、本新株予約権を割当てることに伴う報酬の上限額及び本新株予約権内容は、次のとおりとします。

なお、本新株予約権につきましては、新株予約権の割当を受けた取締役に対し、払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行することといたします。

(1) 本新株予約権を割当てることに伴う報酬の上限額は、年額1億7,000万円（この金額には使用人兼務取締役の使用人分の報酬を含まない）とします。

(2) 本新株予約権の内容は以下のとおりとします。

① 新株予約権の総数

(1) に定める年額の範囲内で、取締役会の決議により、新株予約権を割当ての日（以下割当日という）の株価、一定の基準により算出される株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件によるブラック・ショールズ公式に基づき算出される新株予約権1個当たりの公正価額をもって除した数（整数未満の端数は切捨て）を上限とし、かつ3,200個を超えないものとする。

② 新株予約権の払込価額

新株予約権1個当たりの払込価額は上記公正価額とする。

③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下割当株式数という）

普通株式とし、各新株予約権1個当たり100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

④ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から30年以内で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記⑤の期間において、原則として、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年を経過した日以降に新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

取締役及び監査役の報酬の構成及び報酬等の額

[過去3年間(第145期から第147期まで)の平均]

報酬の構成		人数(名)		金額(百万円)		
		社内	社外	社内	社外	計
取締役	月額報酬	9	2	264	13	278
	株式報酬	9	-	63	-	63
	小計	9	2	327	13	341
	賞与	9	-	59	-	59
	退職慰労金	9	2	69	4	73
	計	9	2	456	17	474
監査役	月額報酬	2	3	39	20	60
	退職慰労金	2	3	23	6	29
	計	2	3	63	26	90
合計		11	5	520	44	565

以 上

<電磁的方法による議決権行使のご案内>

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します）。
（注）「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成23年6月28日（火曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使サイト等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）	
電 話	0120-173-027（通話料無料）
受付時間	9：00～21：00

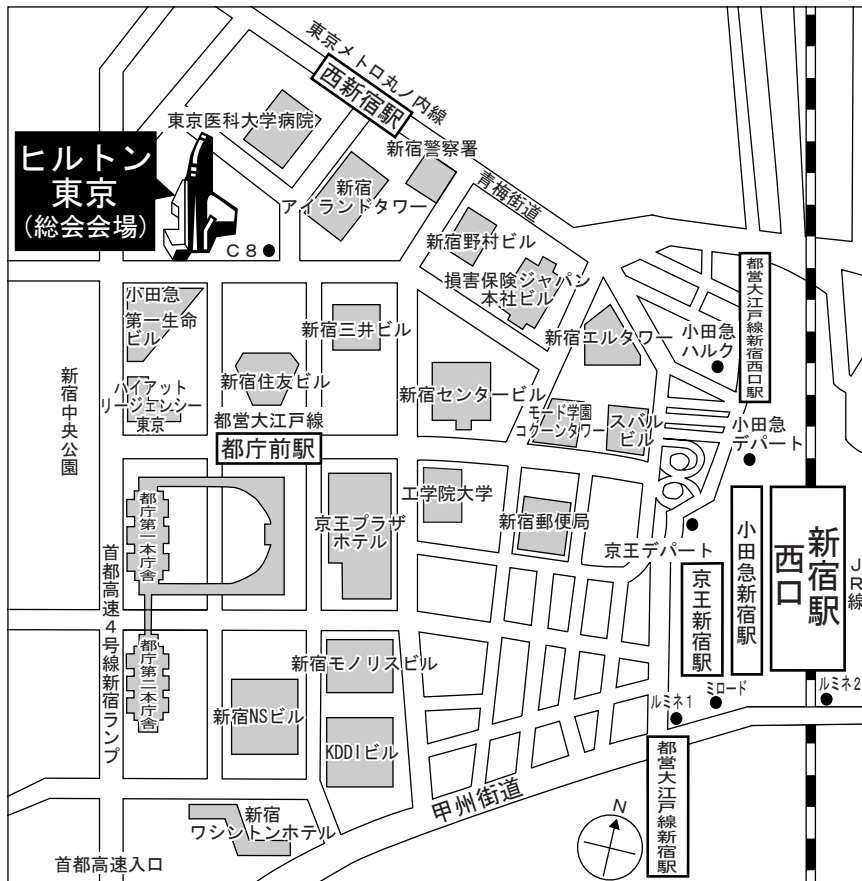
《機関投資家の皆様へ》

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿6丁目6番2号
ヒルトン東京4階 菊の間



- ◇東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」(C8出口)から徒歩約2分
- ◇都営大江戸線「都庁前駅」から徒歩約3分
- ◇JR線、小田急線、京王線、地下鉄各線「新宿駅」(西口)から徒歩約10分